

防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業

1 目的

災害時に自ら避難することが困難な障害者、高齢者等（避難行動要支援者）に対し、平時から防災と福祉が連携し、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）と地域住民（民生・児童委員、自主防災組織等）が協同して実効性のある個別計画（避難計画）を策定することで、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築する。

2 現状

- 市町において、避難行動要支援者ごとに、災害発生時に避難支援をする者、避難方法、避難経路、避難場所、避難支援を行う上での留意点等を事前に定めた「個別計画」の策定が進んでいない中で、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨等において、毎年、多くの高齢者や障害者が被災されている。
- 国において、令和 3 年 4 月 28 日通常国会で、改正災害対策基本法が成立し、「個別計画」を「個別避難計画」として格上げし、市町の努力義務として、令和 3 年度から、新たに地方財政措置を講じ、おおむね 5 年程度で作成を促進することとなった。

3 事業内容

- モデル市町を選定し、自力避難が困難な高齢者や障害者の平時のケアプランを作成する福祉専門職の協力を得て、個別計画を策定し、それに基づいて避難訓練を行い、平時・災害時が連続した支援体制を構築するため、福祉専門職に対する報酬等の財政支援や、防災対応能力向上研修等を行うとともに、モデル事業の成果を取りまとめ、他市町に普及する。
- 地域の支援者を増やすことを目的として、要配慮者支援ボランティアリーダーを養成する。

区 分	内 容
地域モデル事業 (3市町)	<ul style="list-style-type: none"> ○ モデル市町を選定し、本人の心身状況等を熟知した福祉専門職が参画して、最優先に対応すべき者の「個別避難計画」を作成し、それに基づき避難訓練を実施できるよう、報酬等の財政支援、福祉専門職の防災対応能力向上研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民及び福祉関係者等による打合せ ② 地域住民向け福祉理解研修 ③ ワークショップ ④ 避難訓練 ⑤ 福祉専門職の防災知識の向上を図る研修 ⑥ 災害時視聴覚障害者支援リーダー養成 ⑦ 取組事例集（報告書）、要配慮者防災ガイドブック作成 等 <p style="text-align: center;">*モデル市町：広島市、三原市（国モデル事業） 竹原市（県モデル事業） 3市と協働する。</p>
地域の担い手確保事業 (全市町対象)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の避難支援者を増やすことを目的として、要配慮者支援ボランティアリーダーを養成する。

4 事業スキーム

